

議第127号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年11月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例

滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の5」を「第36条の6」に改める。

第36条の表中 「第2種低層住居
専用地域」 を 「第2種低層住居
専用地域および
田園住居地域」 に改める。

第5章の2中第36条の5の次に次の1条を加える。

（書類の写しの交付）

第36条の6 何人も、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第1項各号に掲げる書類のうち特定行政庁が定めるものの写しの交付を請求することができる。

付 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第37号の次に次の1号を加える。

(37)の2 滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）第36条の6の規定に基づく書類の写しの交付の手数料

1 件につき 500円